## 大淀町建設工事等に係る業者選定要領

(目的)

- 第1条 この要領は、大淀町が発注する建設工事請負、業務委託、役務提供、 及び物品調達等(以下「工事等」という。)において、工事等の競争入札(以下 「入札」という。)に参加する者又は随意契約の相手方となる者(以下「業者」 という。)の選定を行うための方法等を定めることを目的とする。
  - (定義)
- 第2条 この要領において業者選定とは、一般競争入札においては地方自治法施行令(以下「令」という。)第167条の5の2の規定による入札参加資格を定める行為を、指名競争入札においては令第167条の12第1項の規定による指名を行う業者を選定する行為を、随意契約においては見積書の徴取を行う業者を選定する行為をいう。

(業者選定の要件)

- 第3条 建設工事のうち、土木一式工事、建築一式工事、及び舗装工事に係る 業者選定を行う場合においては、大淀町建設工事に係る格付要領(平成25年 9月2日施行)による格付(以下「ランク」という。)に基づき行うものとし、 その場合の予定価格に対応する各ランクは、別表1のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、応札可能な業者数の確保等の理由により特に必要と認められる場合は、対応するランクの1ランク上位又は下位に属する業者を選定することができるものとする。
- 3 第1項に規定するもの以外の建設工事に係る業者選定を行う場合においては、前2項の規定によらずに、その業務の内容及び規模、並びに各業者における業務実績及び地理的条件等を考慮の上、行うものとする。
- 4 業務委託及び役務提供に係る業者選定を行う場合においては、その業務の 内容及び規模、並びに各業者における業務実績及び地理的条件等を考慮の上、 行うものとする。
- 5 物品購入に係る業者選定を行う場合においては、その物品の品目及び数量、 並びに地理的条件等を考慮の上、行うものとする。
- 6 業者選定を行う際に考慮する地理的条件の優先順位は、次のとおりとする。
  - (1) 町内に本店を有している業者
  - (2) 奈良県吉野土木事務所管内に本店を有している業者
  - (3) 奈良県内に本店を有している業者
  - (4) 奈良県内に本店又は主たる営業所(委任を受けている事務所をいう。)を 有している業者

### (業者選定の留意点)

- 第4条 前条の規定によるほか業者選定を行うにあたっては、次の各号について留意するものとする。
  - (1) 信用度
  - (2) 技術者等の構成状況
  - (3) 工事等の実績
  - (4) 過去の業者選定の状況

#### (業者選定の例外)

第5条 工事内容、施工条件、及び地理的条件、並びに特に緊急を要する工事等、及び特別な安全配慮や特殊な技術を要する工事等である等の特別な事由があるときは、前2条の規定によらず業者を選定することができるものとする。

#### (業者数の確保)

第6条 1件の工事等の入札等に応札可能な業者数は、建設工事の請負契約に 係る場合にあっては5者以上、その他の場合にあっては3者以上とすること を原則とし、競争性を確保するものとする。

### (審査会への付議)

- 第7条 次の各号に該当する工事等に係る業者選定を行う場合は、大淀町入札・契約審査会要綱(平成25年9月2日施行)に規定する大淀町入札・契約審査会の議を経て決定するものとする。
  - (1) 入札に付する全ての工事等
  - (2) 随意契約を行う工事等のうち、その予定価格が大淀町契約規則(昭和40年9月15日規則第5号)第16条に定める金額を超える工事等。ただし、町長が不要と認めた場合を除く。

#### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか業者選定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附則

この要領は、平成25年9月2日から施行する。ただし、業務委託(建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務は除く。)、役務提供及び物品調達に関する内容については、平成26年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成26年6月13日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

## 附則

### (施行期日)

1 この要領は、平成28年6月14日から施行する。

## (経過措置)

2 別表1の規定については、平成28年6月14日以降に公告または通知した入札から適用する。これ以前に公告または通知した入札については、なお 従前の例による。

# 附則

この要領は、平成30年6月13日から施行する。 附 則

この要領は、令和7年4月9日から施行する。

## 別表 1

## 1. 土木一式工事

予 定 価 格	等 級
5,000 万円以上	別途審査会に諮る
3,000 万円以上~5,000 万円未満	Aランク及びBランク
2,000 万円以上~3,000 万円未満	Bランク
1,500 万円以上~2,000 万円未満	Bランク及びCランク
500 万円以上~1,500 万円未満	Cランク
200 万円以上~500 万円未満	Dランク
200 万円未満	Eランク及びDランク

## 2. 建築一式工事

予 定 価 格	等級
5,000 万円以上	別途審査会に諮る
3,000 万円以上~5,000 万円未満	Aランク
2,000 万円以上~3,000 万円未満	Bランク及びAランク
1,000 万円以上~2,000 万円未満	Cランク、Bランク及びAランク
500 万円以上~1,000 万円未満	Dランク及びCランク
200 万円以上~500 万円未満	Dランク及びCランク
200 万円未満	Cランク、Dランク及びEランク

# 3. 舗装工事

予 定 価 格	等 級
5,000 万円以上	別途審査会に諮る
2,000 万円以上~5,000 万円未満	Aランク
1,000 万円以上~2,000 万円未満	Aランク及びBランク
500 万円以上~1,000 万円未満	Bランク
300 万円以上~500 万円未満	Bランク
300 万円未満	Cランク

(備考)予定価格のうち、1,000万円以上~2,000万円未満及び2,000万円以上~5,000万円未満の区分において、1級又は2級舗装施工管理技術者の配置を要件とする。